七　公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答	七　公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
［八～十一　略］	［八～十一　同上］
［56～64　略］	［56～64　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年七月二十六日から施行する。